

つがる西北五広域連合組織規則

	平成11年4月1日	規則第2号
改正	平成15年3月27日	規則第1号
改正	平成16年3月31日	規則第1号
改正	平成18年3月24日	規則第1号
改正	平成19年3月29日	規則第1号
改正	平成19年4月26日	規則第6号
改正	平成19年11月1日	規則第7号
改正	平成21年3月26日	規則第1号
改正	平成22年3月29日	規則第1号
改正	平成24年3月30日	規則第3号
改正	平成27年3月25日	規則第6号
改正	平成29年4月1日	規則第1号
改正	令和元年6月20日	規則第1号
改正	令和3年3月30日	規則第1号
改正	令和5年12月4日	規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、法令その他別に定めるものを除き、広域連合長及び会計管理者の権限に属する事務を処理するために必要な組織について定めるものとする。

(平成19規則1・一部改正)

(事務局の組織)

第2条 つがる西北五広域連合事務局設置条例（平成11年つがる西北五広域連合条例第3号）第2条に規定する事務局に次の表に掲げる課及び係を置く。

課	係
---	---

総務課	総務係
	介護障害審査係

(平成18規則1・平成22年規則1・平成24年規則3・平成27規則6・令和3規則1・一部改正)

(出納員等)

第3条 会計管理者の権限に属する事務を処理するため、総務課に出納員その他必要な職員を置く。

(平成19規則1・令和元規則1・一部改正)

(事務局長)

第4条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局長は、広域連合長の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(平成16規則1・平成21規則1・一部改正)

(理事)

第5条 事務局に理事を置くことができる。

2 理事は、特に命ぜられた重要な事項を総括掌理する。

(平成16規則1・平成21規則1・平成29規則1・令和3規則1・一部改正)

(参事)

第6条 事務局に参事を置くことができる。

2 参事は、特に命ぜられた重要な事項を総括掌理する。

(平成16規則1・平成21規則1・平成29規則1・令和3規則1・一部改正)

(課長)

第7条 課に課長を置く。

2 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(平成16規則1・平成27規則6・令和3規則1・一部改正)

(副参事)

第8条 課に副参事を置くことができる。

2 副参事は、上司の命を受け、上司の指定する事務を処理する。

(平成16規則1・平成21規則1・平成27規則6・一部改正)

(主幹)

第9条 課に主幹を置くことができる。

2 主幹は、上司の命を受け、上司の指定する事務を処理する。

(平成16規則1・平成21規則1・平成27規則6・一部改正)

(係長)

第10条 係に係長を置く。

2 係長は、上司の命を受け、所属職員とともにその分掌事務を処理する。

(平成16規則1・平成18規則1・平成21規則1・一部改正)

(主査)

第11条 係に主査を置くことができる。

2 主査は、上司の命を受け、上司の指定する事務を処理する。

(平成16規則1・平成18規則1・平成21規則1・一部改正)

(主任)

第12条 係に主任を置くことができる。

2 主任は、上司の命を受け、上司の指定する事務を処理する。

(平成16規則1・平成18規則1・平成21規則1・一部改正)

(主事)

第13条 係に主事を置くことができる。

2 主事は、上司の命を受け、上司の指定する事務を処理する。

(平成16規則1・平成18規則1・平成21規則1・一部改正)

(専任員)

第14条 係に専任員を置くことができる。

2 専任員は、上司の命を受け、上司の指定する事務を処理する。

(令和3規則1・追加)

(係の事務)

第15条 総務課各係の分掌事務は、次のとおりとする。

(平成27規則6・平成29規則1・令和3規則1・一部改正)

総務係

- (1) 連合議会に関すること。
- (2) 広域計画に関すること。
- (3) 広域的課題の調査研究に関すること。
- (4) 基金の保管及び運用に関すること。
- (5) 選挙管理委員会に関すること。
- (6) 監査委員に関すること。
- (7) 情報公開・個人情報保護審査会に関すること。
- (8) 予算及び決算に関すること。
- (9) 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- (10) 公金の収入及び支出に関すること。
- (11) 市町村職員共済組合に関すること。
- (12) 給与事務に関すること。
- (13) 庶務に関すること。

介護障害審査係

- (1) 介護認定審査会の運営に関すること。
- (2) 障害者介護給付費等判定審査会の運営に関すること。
- (3) 地域自立支援協議会の運営に関すること。
- (4) 医療的ケア児支援検討会議の運営に関すること。

(平成18規則1・平成19規則7・平成27規則6・令和3規則1・令和5規則6・一

部改正)

(補則)

第16条 この規則に定めるほか、事務局の組織に関し必要な事項は、別に定める。

(平成16規則1・平成18規則1・平成21規則1・平成27規則6・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年規則第1号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成 16 年規則第 1 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年規則第 1 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年規則第 1 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 前項の規定にかかわらず、地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例により在職するものとされた収入役の在職中に限り、改正後のつがる西北五広域連合組織規則は適用せず、改正前のつがる西北五広域連合組織規則はなおその効力を有する。

附 則（平成 19 年規則第 6 号）

この規則は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年規則第 7 号）

この規則は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年規則第 1 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 1 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年規則第 3 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 6 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 元年規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年規則第 1 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。